県立総合技術研究所水産海洋技術センター漁業調査船建造工事に係る

一般競争入札（事後審査型）公告事項

1　入札方法等

(1)　広島県の電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）においては、入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び工事費内訳書を提出すること。ただし、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、持参により、入札書及び工事費内訳書を入札執行者に提出することができる。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

~~(3)　電子入札案件においては、入札公告に関する変更、設計図書に対する質問への回答及び修正事項等がある場合は、広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページに掲載するので、入札書を提出する前に当該ページを確認すること。~~

(4)　入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。

~~(5)　電子入札案件の場合においては、電子入札システムを利用した入札及び電子要領で定める手続きを経た書面による入札以外の入札は、認めない。~~

(6)　提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。

(7)　次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。

ア　公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき

イ　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき

ウ　入札者が２以上の入札をしたとき

エ　他人の代理を兼ね、又は２人以上を代理して入札をしたとき

オ　入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき

カ　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき

キ　入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき

ク　その他広島県契約規則第21条各号のいずれかに該当するとき

(8)　この入札に参加する者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。

誓約書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

トップページ＞様式集＞共通

ア　提出方法等

~~(ｱ)　電子入札システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより提出を行うものとする。なお、共同企業体の場合は、入札の際に、電子入札システムにより提出する入札書とともに、誓約書を構成員ごとに提出すること。~~

(ｲ)　書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書及び工事費内訳書とともに誓約書を提出すること。

(ｳ)　書面参加者は、書面により誓約書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

a　提出者の商号又は名称

b　誓約書及び工事費内訳書が在中している旨

c　当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

(ｴ)　上記により難い場合は、別に定める。

イ　誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね３日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、無効とし、落札者としないものとする。当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

2　工事費内訳書の取扱い（広島県工事費内訳書取扱要領による。）

(1)　工事費内訳書の記入内容は、次のとおりとする。

~~ア　電子入札案件の場合~~

~~提出対象~~	~~記入内容~~
~~全者~~	~~・工事費内訳書（表紙）【様式１】~~ ~~・工事費の内訳【様式２】~~ ~~・誓約書　　【様式４】~~
~~調査基準価格未満で入札した者~~ ~~（開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合）~~	~~・下請負人及び見積額【様式２】~~ ~~・労務賃金調書【様式３】~~

~~※　調査基準価格未満だった場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル４までの費目を記入し、下請負人及び見積額を記入した【様式２】及び【様式３】については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限内（依頼日から起算して３日以内）に提出すること。~~

イ　電子入札案件以外の場合

予定価格の公表時期	提出対象	記入内容
事後公表 （契約締結後（又は広島県議会の議決後）に公表）	全者	・工事費内訳書（表紙）【様式１】 ・工事費の内訳【様式２】 ・誓約書　　【様式４】
	予定価格の概ね 90%（調査基準価格）未満で入札した者 （開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合）	・下請負人及び見積額【様式２】 ・労務賃金調書【様式３】
~~事前公表~~ ~~（公告中に記載）~~	~~全者~~	~~・工事費内訳書（表紙）【様式１】~~ ~~・工事費の内訳【様式２】~~ ~~・誓約書　　【様式４】~~
	~~予定価格の概ね 90%（調査基準価格）未満で入札する者~~	~~・下請負人及び見積額【様式２】~~ ~~・労務賃金調書【様式３】~~

※　予定価格の概ね 90%とは、予定価格（税抜）の 90%を端数処理（予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 100 万円以上の場合は 10 万円単位、100 万円未満の場合は１万円単位とし、端数を切り捨てる。）し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

※　予定価格が事後公表で調査基準価格未満だった場合は、~~工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル４までの費目を記入し、~~下請負人及び見積額を記入した【様式２】及び【様式３】については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限内（依頼日から起算して３日以内）に提出すること。

(2)　記入上の留意事項

ア　【様式１】工事費内訳書（表紙）

(ｱ)　入札者の商号又は名称、工事名を記入すること。

(ｲ)　「低入札価格調査に係る意向確認欄」について回答すること。記載がない場合は、低入札価格調査を辞退するものとして取扱う。なお、入札価格が調査基準価格を下回る場合に調査を受検する意向を明示しているにも関わらず、調査資料等の提出を行わない場合は、指名除外を行う場合がある。

イ　【様式２】「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

（工事費の内訳）

(ｱ)　工事名、入札者の商号又は名称を記入すること。

(ｲ)　~~工事数量総括表に記載されている、費目・工種明細など、単位及び数量を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。なお、次に該当する場合、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル３までの記入とする。~~

~~a　電子入札案件（開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合はレベル４まで記入）~~

~~b　電子入札案件以外のうち予定価格が事後公表の案件（開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依~~

~~頼した場合はレベル４まで記入）~~

~~ｅ　電子入札案件以外のうち予定価格が事前公表であって調査基準価格以上で入札する場合~~

(ｳ)　工事価格は、入札価格と同額であること。

~~なお、工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること。~~

(ｴ)　諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。

~~なお、工事数量総括表で本工事費、付帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。~~

~~また、施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで２箇所以上の工事個所がある場合も、それぞれの箇所毎に諸経費等を記入すること。~~

~~(ｵ)　総合評価落札方式適用工事のうち、技術評価２型、技術評価１型及び高度技術提案型により実施する工事において、上記(ｲ)の区分に応じて、工事数量総括表に記載されている費目のレベル３まで記載した場合はレベル３の工種の下に、レベル４まで記載した場合はレベル４の工種の下に、経費及び提案内容を記入すること。~~

（下請負人及び見積額）

(ｶ)　全ての一次下請予定者の商号又は名称を記入すること。

(ｷ)　工事費の内訳に記載された全ての項目について、入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。

(ｸ)　一次下請予定者から見積を徴取する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数量等を明示した見積とし、一次下請予定者が押印した見積書の写しを添付すること。

ウ　【様式３】労務賃金調書

(ｱ)　入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。

(ｲ)　職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。

エ　【様式４】完成後の調査に関する誓約書

工事名、入札者の商号又は名称を記入すること。

(3)　提出方法等

ア　書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

~~イ　電子要領に基づく電子入札システムにより入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付すること。~~

~~ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合は、求める全ての様式を書面により提出すること（電子ファイルと書面の併用や、両方での提出は認めない。）。~~

~~なお、この場合においては、電子入札システムへ「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付すること。~~

ウ　書面によらない場合は、Microsoft Excel 2013、Microsoft Word 2013 又は Adobe Acrobat Reader DC で閲覧・印刷可能なものとする。

なお、書面参加者は、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

(ｱ)　提出者の商号又は名称

(ｲ)　誓約書及び工事費内訳書が在中している旨

(ｳ)　当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

エ　上記により難い場合は、別に定める。

(4)　次に該当する者は失格とし、落札者としないものとする。

ア　全般

(ｱ)　(1)で記入を求める様式（様式４を除く）が開札時に提出されていない場合

(ｲ)　(3)で規定する提出方法によらない場合（様式４を除く）

イ　様式１

(ｱ)　入札者の商号又は名称が適切に記入されていない場合

(ｲ)　当該工事の工事名が適切に記入されていない場合

ウ　様式２

（工事費の内訳）

(ｱ)　当該工事の工事名が適切に記入されていない場合

(ｲ)　入札者の商号又は名称が記入されていない場合

(ｳ)　~~設計図書に示す工事数量総括表に記載されている~~「費目・工種明細など」、「単位」、「数量」が漏れなく適切に

記入されていない場合及びそれらの「見積額」が記入されていない場合。~~なお、調査基準価格以上で入札する場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル３まで記入し、レベル４は記入不要とする。~~

(ｴ) 工事価格~~（工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計金額）~~と入札金額が異なる場合

(ｵ) (2)で記入を求めている場合において、技術提案の内容及びそれに係る経費等が適切に記入されていない場合

（下請負人及び見積額）

(ｶ) (1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者の商号又は名称が記入されていない場合

(ｷ) (1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者からの見積書（写し）の添付がない場合、一次下請予定者の押印が無い場合又は具体的な工種・数量等を明示した見積となっていない場合

(ｸ) (1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、一次下請予定者からの見積書に記入された工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合

エ 様式３

(ｱ) (1)で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請の予定がある場合）の会社名が記入されていない場合

(ｲ) (1)で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請の予定がある場合）の該当職種の最低額及び最高額が記入されていない場合

(5) 様式４を入札時に提出していない場合、または記載内容に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね３日以内）に提出を求めるものとし、提出期限内に提出がなかった場合は入札を無効とする。入札を無効とした場合、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

(6) 提出された工事費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めない。

(7) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(8) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。

(9) 提出された工事費内訳書は、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第５号）に基づく開示の対象となる。

(10) 工事費内訳書については、ここに記載のもののほか、「広島県工事費内訳書取扱要領」によるものとする。

「広島県工事費内訳書取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp

トップページ＞入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

トップページ＞様式集

３ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体を対象に入札を行う場合にあっては、入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員をいう。以下同じ。）に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。

(2) 入札に参加する者は、公告に定める入札に参加する者に必要な資格をすべて満たしていなければならない。

４ 資格要件確認書類の提出

~~(1) 総合評価落札方式を適用する工事においては、全ての入札者は、総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認資料を同封し、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。なお、電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、工事費内訳書等とあわせて、総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認資料（Adobe Acrobat Reader DC で閲覧・印刷可能であること。）を添付して提出することも可能とする。ただし、電子ファイルの容量の問題により、部分的に総合評価の技術資料及び資格要件確認資料を添付することは不可とし、容量を超える場合は全て書面で提出すること。~~

~~ア 提出者の商号又は名称~~

~~イ 総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認資料が在中している旨~~

~~ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日~~

(2) 総合評価落札方式を適用しない工事においては、開札手続きの終了後に、資格要件確認書類提出依頼書により落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、資格要件を満たしていない者が入札したと疑われる場合など、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。~~提出方法は、電子~~

~~入札システムにより提出（電子入札案件に限る。ただし、落札決定後に提出を求める場合を除く。）すること。~~

なお、電子ファイルの容量が電子入札システムの容量を超えることになる場合、その性質上電子化に適さないものがある場合、その他電子ファイルによる提出に適さない場合は、公告個別事項３に掲げる、「電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所」へ書面により持参することができる。提出期間は、資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。）午前９時から午後４時 30 分までとする。

(3) 資格要件確認書類を提出する際には、次のとおり添付書類を添付すること。

ア　技術資料・資格要件確認資料提出書 （一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記様式第３号）	
イ　船舶建造実績報告書	・平成１７年４月１日から令和７年９月 30 日までの間に、総トン数 20 トン程度のＦＲＰ製の高速船（航海速力 22 ノット以上）の建造工事の施工実績を有すること（本件調達に係る入札日の時点において建造中のものを含む。）を証すること。
ウ　経営規模等総括表	・本件工事に係る漁業調査船を建造するために必要な技術的能力を有し、本件工事に係る設計業務等の受託者（大屋設計）と資本及び人事面において、当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有していないこと及び代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていないことを証すること。

(4) 資格要件確認書類の様式は、広島県総務局研究開発課のホームページに掲載している。

(5) 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合は、原則として当該入札者（落札候補者以外の入札者を含む。）に対し指名除外措置を行う。

(6) 次のアからウのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、原則として当該入札者（落札候補者以外の入札者を含む。）に対し指名除外措置を行う。

ア　発注機関の長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

イ　資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合

ウ　提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

(7) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。

(8) 資格要件を満たしていることが確認できないため、入札を無効とする旨の通知を発注機関の長から受けた者は、その判断の理由の説明を求めることができる。

５　落札者の決定方法

(1) 落札候補者（予定価格以下の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者をいう。）について、広島県工事費内訳書取扱要領に基づく審査を行う。審査の結果、適格である場合、落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定するものとする。落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（７(6)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について同様の審査を行うものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって（電子入札案件においては電子くじによって）落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。

なお、総合評価落札方式においては「最低価格入札者」を「価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者」と読み替えるものとする。

(2) 建設工事執行規則第７条の２の規定により調査基準価格を定めた工事において調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）がある場合は、(1)の規定による審査に加えて低入札要綱に基づく調査を行った上で落札者を決定する（同要綱別記１「適正な履行確保の基準」を満たす者でなければ落札者としない。）ものとする。

~~(3) 電子入札案件以外のうち予定価格が事前公表の場合に、次のいずれかに該当する者は、低入札要綱第７条第４項に定める資料及びその添付書類（以下、「低入札価格調査資料等」という。）を入札期間内に総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認書類とは別封とし、持参により契約担当職員等に提出しなければならない。提出しない場合は、その者に対し指名除外措置を行うことがある。~~

~~ア　予定価格の 100 分の 75 を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を含む予定価格が 100 万円以上の場合は 10 万円単位、100 万円未満の場合は１万円単位とし、端数は切り上げる。）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を下回る価格で入札した者~~

~~イ　当該競争入札の開札時に、低価格入札者として請負契約を締結した他の工事（平成26年５月31日以前に指名・公告した工事を除く。）を引き渡す前である低価格入札者（当該競争入札が共同企業体施工である工事の場合、その構成員が他の低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引き渡す前である場合を含む。）~~

~~なお、低入札価格調査資料等を封入した封筒には、次の事項を記載しておくこと。~~

~~(ｱ)　提出者の商号又は名称~~

~~(ｲ)　低入札価格調査資料等が在中している旨~~

~~(ｳ)　当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日~~

(4)　電子入札案件または電子入札案件以外のうち予定価格が事後公表の場合においては、低入札要綱第７条第２項に基づく低入札価格調査資料等提出依頼を受けた場合、同依頼において指定された提出期限の日までに、同条第４項に定める資料及びその添付書類を提出しなければならない。提出しない場合は、その者に対し指名除外措置を行うことがある。

(5)　落札者の決定がなされた場合には、その旨を当該工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

６　調査基準価格を下回る金額で入札した者を落札者とした場合の措置

(1)　低価格入札者と契約するときは、次のとおりとする。

ア　契約保証金の金額を請負代金額の10分の３以上とする。

イ　建設工事請負契約約款第46条の３第２項の規定による契約解除（受注者の債務不履行等による契約解除）が行われた場合に受注者が支払うべき違約金を請負代金額の10分の３とする。

ウ　建設工事請負契約約款第46条の５第１項に定める契約不適合責任期間について、「引渡しを受けた日から２年以内」を、特例により「引渡しを受けた日から４年以内」とする。また、同条第２項に定める契約不適合責任期間は、「引渡しを受けた日から１年」を、特例により「引渡しを受けた日から２年」とする。

エ　予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が5,000万円以上の場合、~~監理技術者又は~~主任技術者（当該工事請負契約約款特約事項１（１）で定義したものをいう。）とは別に、これらと同等程度の技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で１名配置しなければならないこととする。また、低入札技術者は、現場代理人を兼ねることはできない。なお、低入札技術者の要件は、経験を除き、入札公告で定めた配置予定技術者の要件（直接的かつ恒常的な雇用関係を含む。）と同一とする。

~~オ　予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が5,000万円未満の場合、監理技術者又は主任技術者は現場代理人を兼ねることができないものとする。~~

~~カ　予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が５億円以上の場合、受注者及び下請契約金額が500万円以上の１次下請業者（以下「受注者等」という。）は、低入札要綱第15条に規定する施工中における社会保険労務士による労務監査（以下「施工中の労務監査」という。）を受けるものとする。~~

(2)　低入札要綱第10条第２項の規定による重点調査対象者を落札者として契約を締結するときの追加措置は次のとおりとする。

~~ア　前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。~~

イ　当該工事が完了し、県が引渡しを受ける日までの間、業種を問わずその者が他の県発注工事に関する入札に参加することを認めないこととする（追加措置の対象となった者が共同企業体の場合で、一部の構成員がこの要件を満たしていない場合は、当該構成員についてのみ他の県発注工事に関する入札への参加を認めないこととする。）。

ウ　受注者は自らが行う施工管理とは別に、第三者による出来形管理及び品質管理の照査を追加して実施し、その記録及び関係書類を発注者に提出しなければならないこととする。なお、第三者による照査は、設計図書で定める施工管理を、受注者の費用負担により行うものとする。追加して出来形管理及び品質管理の照査を行う第三者は、低入札要綱第10条第２項第３号ア及びイの要件をすべて満たす者でなければならない。

エ　受注者等は、低入札要綱第15条に規定する施工中の労務監査を受けるものとする。

(3)　下請工事を発注する場合又は主要資材を購入しようとする場合は、原則として低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容で発注しなければならない。

やむを得ず低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする場合は、低入札要綱第12条第２項に定める様式をあらかじめ発注者に届出しなければならない。なお、主要資材については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。

(4)　下請業者又は資材業者等（以下「下請業者等」という。）に対する支払が完了するまで、毎月の代金の支払状況を低入札要綱第13条で定める様式により翌月10日までに発注者に提出しなければならない。なお、資材業者については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。

(5)　(3)及び(4)の確認結果等により、施工体制等や下請業者等への代金の支払状況に関しさらに確認を行う必要があると判

断した場合には、追加資料の提出請求や営業所の現地調査等を実施することがある。

(6)　(3)、(4)又は(5)の確認又は調査により、不適切な施工体制等又は下請業者等に対する代金の支払状況等を確認した場合、若しくは下請工事等の内容の変更に関する理由がやむを得ないと認められる合理性を備えていないと認めた場合は、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を講ずることがある。

(7)　建設工事請負契約約款第 31 条第２項又は６項に定める検査合格後２か月以内に、低入札要綱で定める工事完成後調査資料を作成し、同要綱で定める労務監査を受けなければならない。

(8)　(7)による調査の結果、低入札要綱第 21 条第１項に規定する事態が認められた場合などにおいては、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

7　免税事業者である旨の届出

工事請負契約書に記載すべき事項を確認するため、免税事業者（予定を含む。）は落札決定後、直ちに免税事業者である旨を届け出ること。

~~**8　建設リサイクル法関係書面の提出**~~

~~建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第９条第１項に規定する「対象建設工事」（下記≪対象建設工事の定義≫参照）を請け負おうとする者は、建設リサイクル法第12条第１項に基づき、建設リサイクル法第10条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について記載した書面を交付（書面の交付に代えて、電子契約システムにより提供する場合を含む）して説明しなければならない。~~

~~また、請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号）第７条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付（電子契約システムにより、これに代わる措置を講ずる場合を含む）しなければならない。~~

~~このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から５日（広島県の休日を定める条例第１条第１項に規定する県の休日を除く。）以内に、発注者（工事担当課）に対して、「第12条第１項に基づく書面」を提出し、建設リサイクル法第10条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第７条に基づく書面」を提出しなければならない。~~

~~対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。~~

~~(1)　「法第12条第１項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。~~

~~(2)　「法第13条及び省令第７条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。~~

~~(3)　「法第13条及び省令第７条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。~~

~~(4)　「法第13条及び省令第７条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとすること。~~

~~≪対象建設工事の定義≫~~

~~「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。~~

~~（ア）特定建設資材（１品目以上）~~

~~①コンクリート~~

~~②コンクリート及び鉄から成る建設資材~~

~~③木材~~

~~④アスファルト・コンクリート~~

~~（イ）工事規模~~

~~工事の種類~~	~~規模の基準~~
~~建築物解体工事~~	~~床面積の合計　80 ㎡以上~~
~~建築物新築・増築工事~~	~~床面積の合計　500 ㎡以上~~
~~建築物修繕・模様替工事~~	~~請負代金の額　１億円以上~~
~~建築物以外の工作物工事~~	~~請負代金の額　500 万円以上~~

~~（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。~~

９　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

10　営業所の稼動実態の調査

(1)　次の者については、契約締結時までに営業所の稼動実態の調査に関する事務処理要領に定める資料を提出しなければならない。ただし、県が、調査の必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア　低価格入札者のうち、主たる営業所以外の営業所の資格で落札した者

イ　営業所の稼動実態について調査の必要があるため県が資料の提出を別途依頼した落札者

(2)　(1)の提出資料を確認した結果、専任技術者の常勤を確認できないなど当該営業所の稼働実態に疑義があると認められる場合には、必要に応じて追加資料の提出請求や営業所の現地調査等の追加調査を実施することがある。

(3)　(1)(2)の調査によって、営業所の稼動実態を確認できない場合には、建設業許可行政庁へ通報する。その結果、監督処分等が行われた場合には、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

11　工事着手日

工事着手日は、仕様書閲覧時に示した建設工事請負契約条項の予定工期（着手日）にかかわらず、契約締結日の翌日とする。ただし、工事着手日選択型契約方式を適用した工事については、別記「工事着手日選択型契約方式について」による。

12　部分払の回数

部分払の回数は、次の基準を超えないものとする。ただし、請求は月１回を超えることができない。

ただし、２以上の会計年度にわたる継続事業に関する部分払の回数は、当該会計年度の出来高予定額に応じて定める。

請　負　代　金　額	部分払の回数
1,000万円未満	１回
1,000万円以上5,000万円未満	２回
5,000万円以上１億円未満	３回
１億円以上	４回

~~**13　契約後ＶＥ対象工事における取扱い**~~

~~契約後ＶＥ対象工事における取扱いは次のとおりとする。~~

~~(1)　工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更についての提案（以下「ＶＥ提案」という。）を発注者に行うことができる。なお、ＶＥ提案を採用する場合には、契約変更を行うものとする。詳細は設計図書による（契約後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式）。~~

~~(2)　ＶＥ提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。~~

~~(3)　発注者がＶＥ提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。~~

14　社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

15　下請負人の健康保険等加入義務等について

社会保険等未加入対策の取扱いは次のとおりとする。

(1)　受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第２条第３項に規定する建設業者及び同法第３条第１項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない

者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第２条第５項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。

ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

(2)　(1)の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア　受注者と直接下請契約（建設業法第２条第４項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人　次のいずれにも該当する場合

(ｱ)　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(ｲ)　発注者の指定する期間内（原則 30 日）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ　アに掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合

(ｱ)　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(ｲ)　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3)　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　社会保険等未加入建設業者が(2)アに掲げる下請負人である場合において、同号(ｱ)に定める特別の事情が認められなかったとき又は受注者が同号(ｲ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の１に相当する額

イ　社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において、同号(ｱ)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が同号(ｲ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の５に相当する額

(4)　発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

16　契約保証金の納付について

工事請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の 10 分の１以上。低価格入札者については 10 分の３以上）を契約締結の日（契約の締結に議会の議決が必要な工事においては、広島県議会の議決の日）までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する（現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。）。

なお、納付等の取扱いは次の表のとおりであるが、金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とするため、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをした場合、保証等を受けることができない場合があるので、保証等を予定する場合は、必ず事前に取扱機関に相談すること。

契約保証金については、ここに記載のもののほか、「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」によるものとする。

「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp

トップページ＞入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱

区　　分	取扱機関等	県への提出書類等
契約保証金の納付	県の発注機関	①納記

	（契約事務担当課）	②納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	県の発注機関 （契約事務担当課）	利付国債及び納記
金融機関等の保証	金融機関等	金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書（電磁的方法による提出の場合は電子証書を閲覧するための契約情報及び認証情報） ※　保証債務履行の請求期限を、保証期間経過後、６か月以上確保すること。
公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）	保険会社	保険会社が交付する公共工事履行保証証券（電磁的方法による提出の場合は電磁的記録により発行された証券）
履行保証保険契約の締結	保険会社	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券（電磁的方法による提出の場合は電磁的記録により発行された証券）

※　「金融機関等」とは、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社）をいう。

※　「銀行等」とは、銀行又は県が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第３条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合）をいう。

※　「納記」とは、広島県会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）別記様式第 36 号の４をいう。

※　「電磁的方法」とは、保証証書又は証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

~~17　特定建設工事共同企業体を結成する場合に必要な資格に関する事項~~

~~他の入札参加希望者（自らを構成員とする特定建設工事共同企業体の他の構成員を除く。）と次のいずれの関係にある者でもないこと。~~

~~(1)　他の入札参加希望者の親会社（会社法第２条第４号の親会社をいう。以下同じ。）~~

~~(2)　他の入札参加希望者の子会社（会社法第２条第３号の子会社をいう。以下同じ。）~~

~~(3)　他の入札参加希望者の親会社の子会社~~

~~(4)　役員又は管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者~~

~~(5)　その他、他の入札参加希望者と前記(1)から(4)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者~~

18　その他

(1)　書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2)　提出された書類は返却しない。

(3)　入札公告後、契約締結（県議会の議決を必要とする工事にあっては、議決により本契約となったとき。）までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約又は工事の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。